

令和 7 年第 4 回摂津市議会定例会

議案参考資料  
(条例関係)

令和 7 年 12 月 3 日提出

摂 津 市

## 目 次

議案第 65 号 督促手数料を廃止するための関係条例の整備に関する条例制定の件	・・・ 1
議案第 67 号 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 13
議案第 68 号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 14

## 摂津市税条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(督促)</p> <p><u>第12条の2 略</u></p> <p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第13条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、50円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>	<p>(督促)</p> <p><u>第13条 略</u></p>

## 摂津市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p><u>摂津市諸収入金に係る督促手数料及び延滞 金に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の市の収入金(以下「諸収入金」という。)の督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収については、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(督促手数料)</p> <p>第3条 前条の規定により督促状を発したときは、1通につき50円の督促手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p>	<p><u>摂津市諸収入金に係る督促及び延滞金に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づく分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の市の収入金(以下「諸収入金」という。)の督促及び延滞金の徴収については、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第3条 削除</p>

## 摂津市後期高齢者医療に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
(保険料の督促手数料) <u>第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき50円とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>	
(延滞金) <u>第6条 略</u>	(延滞金) <u>第5条 略</u>
(過料) <u>第7条 略</u>	(過料) <u>第6条 略</u>
<u>第8条 略</u>	<u>第7条 略</u>
<u>第9条 略</u>	<u>第8条 略</u>
附 則	附 則

1 略

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

3 略

1 略

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

3 略

## 摂津市国民健康保険条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第 21 条 <u>保険料の督促手数料は、督促状 1 通につき 50 円とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>	<p>第 21 条 削除</p>

## 摂津市介護保険条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(保険料の督促手数料)</p> <p>第 10 条 <u>保険料の督促手数料は、督促状 1 通につき 50 円</u> <u>とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める</u> <u>場合においては、これを徴収しない。</u></p>	第 10 条 削除

## 摂津市道路占用料徴収条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
(督促手数料) <u>第6条 法第73条第2項の規定により市が徴収する手数料は、督促状1通につき50円とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u>	
(延滞金) <u>第7条 略</u>	(延滞金) <u>第6条 略</u>
(道路予定区域の占用料) <u>第8条 略</u>	(道路予定区域の占用料) <u>第7条 略</u>
(委任) <u>第9条 略</u>	(委任) <u>第8条 略</u>
(過料) <u>第10条 略</u>	(過料) <u>第9条 略</u>

## 摂津市法定外公共物の管理に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(占用料の<u>督促手数料及び延滞金</u>)</p> <p>第11条 占用者が納付すべき期限までに占用料を納付しない場合においては、<u>督促手数料及び延滞金</u>を徴収する。</p> <p>2 道路占用料条例第6条及び第7条の規定は、法定外公共物の占用料の<u>督促手数料及び延滞金</u>について準用する。</p>	<p>(占用料の<u>延滞金</u>)</p> <p>第11条 占用者が納付すべき期限までに占用料を納付しない場合においては、延滞金を徴収する。</p> <p>2 道路占用料条例第6条の規定は、法定外公共物の占用料の<u>延滞金</u>について準用する。</p>

# 北部大阪都市計画事業千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業の施行に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p><u>(督促手数料及び延滞金)</u></p> <p>第 19 条 法第 106 条第 2 項の規定による督促をしたときは、督促状 1 通について 50 円の督促手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、これを徴収しない。</p> <p>2 前項の督促を受けた者が督促状により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第 106 条第 3 項の規定により延滞金を徴収する。</p> <p>3 略</p>	<p><u>(延滞金)</u></p> <p>第 19 条 法第 106 条第 2 項の規定による督促を受けた者が督促状により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、同条第 3 項の規定により延滞金を徴収する。</p> <p>2 略</p>

## 摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
(督促手数料) <u>第 16 条 法第 75 条第 3 項の規定による督促をした場合には、督促状 1 通につき 50 円の督促手数料を徴収するものとする。ただし、管理者がやむを得ない事由があると認められる場合においては、これを徴収しないことができる。</u>	
(延滞金) <u>第 17 条 略</u>	(延滞金) <u>第 16 条 略</u>
(延滞金の減免) <u>第 18 条 略</u>	(延滞金の減免) <u>第 17 条 略</u>
(負担金の納期前の納付に対する報奨金の交付) <u>第 19 条 略</u>	(負担金の納期前の納付に対する報奨金の交付) <u>第 18 条 略</u>
(委任) <u>第 20 条 略</u>	(委任) <u>第 19 条 略</u>

## 附 則

### 1・2 略

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第17条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

### 4 略

## 附 則

### 1・2 略

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

### 4 略

## 摂津市下水道条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(占用料)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2 前項に規定する占用料の額及び徴収方法については、摂津市道路占用料徴収条例(昭和 32 年条例第 29 号)第 2 条から<u>第 7 条まで、第 10 条</u>及び別表の規定を準用する。この場合において、同条例第 2 条、第 3 条第 3 項<u>及び第 4 条から第 6 条までの</u>規定中「市長」とあるのは「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」と、同条例第 4 条中「道路」とあるのは「公共下水道の敷地又は排水施設」と、同表中「道路占用料金表」とあるのは「公共下水道の敷地又は排水施設に係る占用料金表」読み替えるものとする。</p>	<p>(占用料)</p> <p>第 24 条 略</p> <p>2 前項に規定する占用料の額及び徴収方法については、摂津市道路占用料徴収条例(昭和 32 年条例第 29 号)第 2 条から<u>第 6 条まで、第 9 条</u>及び別表の規定を準用する。この場合において、同条例第 2 条、第 3 条第 3 項、<u>第 4 条及び第 5 条</u>の規定中「市長」とあるのは「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」と、同条例第 4 条中「道路」とあるのは「公共下水道の敷地又は排水施設」と、同表中「道路占用料金表」とあるのは「公共下水道の敷地又は排水施設に係る占用料金表」と読み替えるものとする。</p>

## 摂津市立学童保育室条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>摂津市立鳥飼東学童保育室</td><td>摂津市鳥飼上三丁目4番51号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略	略	摂津市立鳥飼東学童保育室	摂津市鳥飼上三丁目4番51号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名称	位置	略	略
名称	位置										
略	略										
摂津市立鳥飼東学童保育室	摂津市鳥飼上三丁目4番51号										
名称	位置										
略	略										

摂津市火災予防条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u></p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 略</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報<u>(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。)</u>が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 略</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為<u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>